

## ◆川谷ダムゲート整備・修繕工事について

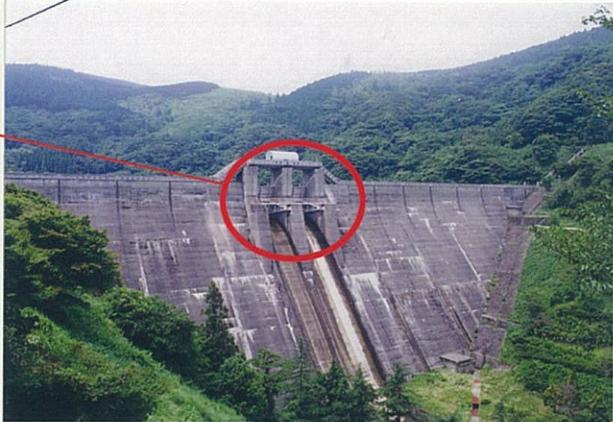
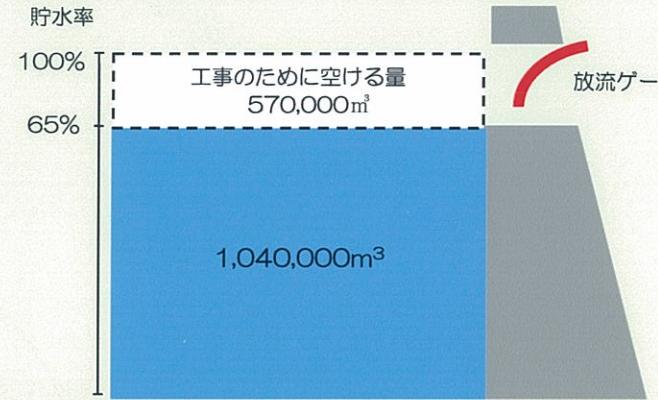
川谷ダムは、毎年5月1日から9月30日までの期間は洪水調整のため、大雨等で増水した水をゲートから放流して調整しています。このゲートは、竣工されてから54年を経過しており、これまで、修繕等を施し運用してきましたが、機械類の老朽化が著しいため、今回、長崎県により大幅な整備・修繕工事が実施されることになりました。

この工事はダムの貯水量を1,040,000m<sup>3</sup>以下（貯水率65%程度）に低下させないと施工できないことから、長崎県と協議し、年間で最も水の需要が少なくなる時期である平成23年1月初旬～2月28日の間に工事を行うこととなりました。

工事期間中は、ご心配をお掛けいたしますが、計画的な水運用により水道の安定供給に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

●お問い合わせは・・・上水道施設課（内線3544）

### 【工事期間中イメージ】



### 水道管も防寒対策を



冬の寒い時期は、水道が凍ってしまい水が出なくなったり、水管が破裂したりすることがあります。ご家庭でもできる対策を紹介します。

凍結しやすい場所

- 地上に露出している水道管。
  - 家の外に露出している水道機器。

### 凍結を防ぐには

- 地上に露出している水道管に保温チューブを巻く。  
(保温チューブはワンタッチ式で取り付けが簡単です。  
ホームセンターなどで販売されています。)

もし凍結したら

- 自然解凍を待つか、凍結している場所をタオルなどで覆ってぬるま湯をゆっくりかける。（急激に温めると破裂することがあります）
  - 水道管が破裂していることがわかったら、元栓を閉め、佐世保上下水道管工事センター（TEL24-6362）か水道局指定給水装置工事事業者へ連絡を！

●お問い合わせは・・・上下水道維持課

(内線3532)

**水道メーターの定期交換にご協力を**

水道メーターは有効期限が8年と定められています。  
水道局から委託された市内業者が訪問し、期限切れ間近の水道メーターの取替えを行いますので、ご協力をお願いします。

- 作業に入る前に水道メーターの定期交換に来たことを説明します
  - 作業をする職員は、水道局発行の身分証明書を所持しています  
不審に思われた場合は提示を求めてください
  - 取替費用は無料です

●お問い合わせは・・・営業部

(內線3526)

～水道局ホームページ～

<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/SIJIIDOL/>

# 水道だより

# No.10 (平成23年1月)

水道だより（No.10）では、国土交通省が進めているダムの検証に関する最近の動きや、4月から水道料金等の納付選択制が始まりますので、その内容をお知らせします。その他、水道局の各営業所・出張所窓口での料金収納の終了（コンビニ収納の開始）や川谷ダムゲート整備工事などのお知らせもあります。



目次

- 国土交通省によるダムの検証について
  - 水道料金等納付選択制について
  - 営業所・出張所の料金収納業務終了と口座振替のお願い
  - 川谷ダムゲート整備・修繕工事について
  - 水道管の防寒対策と水道メーターの定期交換のご協力について

お問い合わせは  
佐世保市水道局 ☎ 24-1151(代表)

## ◆国土交通省によるダムの検証について

### 関係地方公共団体からなる検討の場(第1回)が開催されました

#### 『関係地方公共団体からなる検討の場』とは

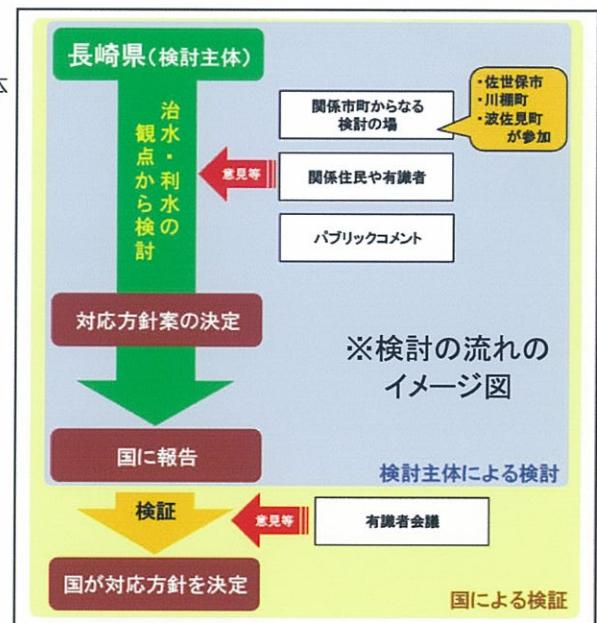
国土交通省が進めている全国のダムの検証において、『できるだけダムに頼らない治水』への政策転換を進めるために、**石木ダム**については長崎県が検討主体となって検討を行い、その結果を国が最終的に検証することになっています。

検討過程において、検討主体（長崎県）は、**「関係地方公共団体からなる検討の場」**や**「関係住民や学識経験者からの意見聴取」**、**「パブリックコメント」**などを実施することとされています。

このうち**「関係地方公共団体からなる検討の場」**は、次の目的のために開催されるもので、その第一回目が平成22年12月11日（土）に開催されました。

#### 【検討の場の目的】

長崎県（検討主体）が検討作業を行うにあたり、石木ダム事業に関する地方公共団体が置かれている立場を理解し、検討内容への認識を深め、その後の検討を進めるため。



#### 《第1回検討の場の主な内容は以下のとおりです》

12月11日の検討の場では、関係地方公共団体として、佐世保市・川棚町・波佐見町が参加し、検討主体である長崎県から、川棚川流域の状況や過去の洪水・渇水被害、現行の治水計画・利水計画などの説明がありました。

ここで、佐世保市は利水参画者の立場から以下のような意見を述べ、長崎県に対して理解を求めました。

- 本市の厳しい水事情  
(佐世保市は過去に幾度もの渇水を経験してきたことを説明)
- 新規水源開発の必要性  
(佐世保市が将来必要と見込んでいる新規開発水量は日量40,000m<sup>3</sup>であることなどを説明)
- 漏水対策や雨水・再生水利用の限界  
(漏水対策等を進めていくが、それだけでは水源不足の解消には遠く及ばないことを説明)
- 市民生活の実態  
(市民の多くが、水源不足の危機感から日常的に節水に取り組んでいることなどを説明)



長崎県が、佐世保市の利水計画及び開発水量に関して検討した結果、妥当であるとの見解が示されました。

#### 【検討の場】の今後の予定

1. 長崎県は治水・利水の代替案の検討を行い、次回の検討の場に示す。
2. 次回の検討の場は1月頃に開催予定。

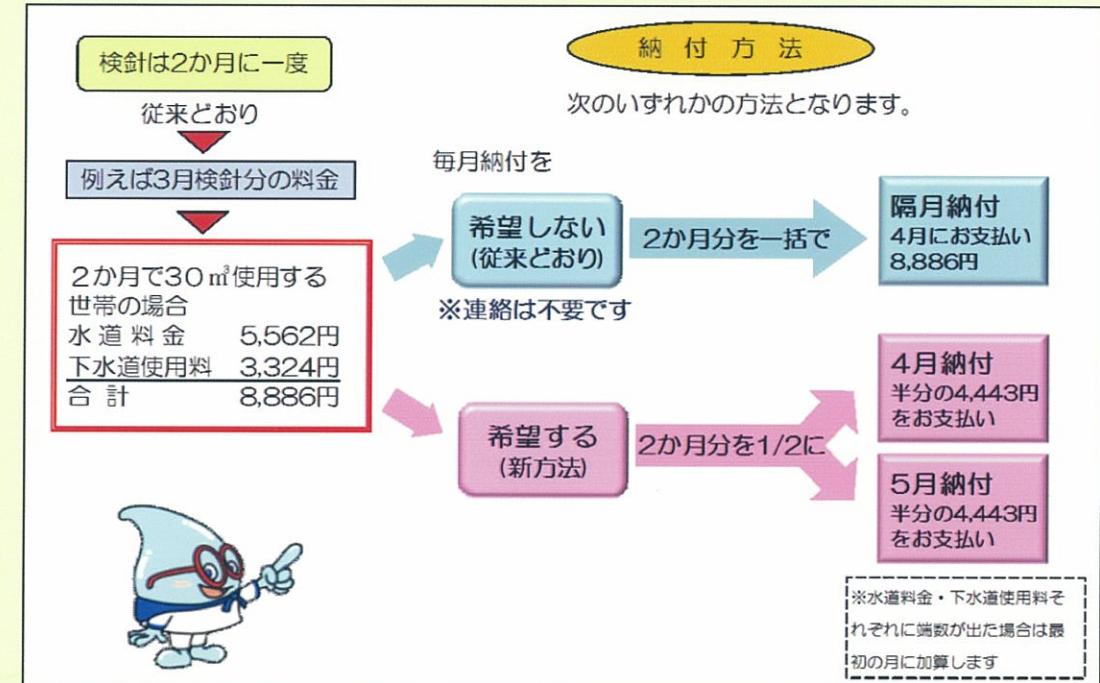
#### ●お問い合わせは・・・

上下水道建設課（内線3558）  
経営管理課（内線3517）

## ◆水道料金等納付選択制について

### 4月から水道料金等納付選択制(隔月または毎月)を導入します

現在、水道料金及び下水道使用料のお支払いは、隔月納付(2か月に1度の納付)となっていますが、平成23年4月納付分からご希望により毎月納付に変更することができるようになります。



#### 毎月納付を希望すると

- 口座振替のお客さま  
料金の1/2を毎月の振替日に振替いたします。
- 納付書払いのお客さま  
料金の1/2を毎月送付する納付書で指定の金融機関等でお支払いいただけます。

#### 毎月納付に変更できない場合があります

料金に長期の未納(6か月分以上)がある方は、毎月納付できません。未納分をお支払いのうえ、毎月納付への変更についてお申込みください。  
なお、毎月納付申込後に長期の未納となった場合は、隔月納付に変更となります。

### 営業所・出張所の料金収納業務終了(宇久営業所を除く)と口座振替のお願い

#### 平成23年3月末で、水道局の営業所(宇久を除く)・出張所での料金収納業務を終了します。

水道利用者の約8割の皆様が料金を口座振替で納付されていることから、経営効率化の一環として、各営業所・出張所での料金収納業務を終了し、節減される経費を水道の安定供給の施策に充てることとしております。

#### 口座振替のご利用をお願いします。

口座振替は料金のお支払いのために金融機関などへ出向く必要が無く、払い忘れの心配もありません。できるだけ口座振替のご利用をお願いいたします。

#### コンビニで24時間いつでもお支払ができるようになります

4月納付分からコンビニエンスストアでのお支払いが可能になります。24時間いつでもお支払いできますので便利です。

ご理解とご協力をよろしくお願いします！

